

総合区素案に関する住民説明会

《鶴見区》

■日 時：平成29年12月19日(水) 19:01～21:04

■場 所：鶴見区民センター

(司会)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから総合区素案に関する住民説明会を開催させていただきます。

最初に、本日の出席者をご紹介します。

鶴見区長の河村でございます。

(河村鶴見区長)

河村でございます。こんばんは。

(司会)

続きまして、事務局の方をご紹介します。

副首都推進局長の手向でございます。

(手向副首都推進局長)

こんばんは。よろしくお願いいたします。

(司会)

本日の制度説明を務めます副首都推進局制度企画担当部長の井上でございます。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

こんばんは。よろしくお願いいたします。

(司会)

私は、本日司会進行を務めさせていただきます、同じく副首都推進局戦略調整担当課長の黒田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、開催に当たりまして河村鶴見区長の方よりご挨拶の方を申し上げます。

(河村鶴見区長)

皆さん、改めまして、こんばんは。

きょうは、遅い時間、また寒い中、この総合区素案に対する住民説明会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

この総合区の素案は、今後の大都市制度を検討する上での一つの課題ということになっておりますけれども、きょうは、その内容について、この素案を取りまとめた副首都

推進局の方からご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

何分難しい行政用語とか出てくるかとは思いますが、その内容を聞いていただきまして、また最後に質問の時間がございますので、遠慮なくお聞きいただければというふうに思います。

2時間、長丁場でございますけれども、最後までよろしく願いいたします。

(司会)

続きまして、副首都推進局局長の手向の方より、本説明会の開催趣旨について少しお話しさせていただきたいというふうに思います。

(手向副首都推進局長)

この説明会を担当させてもらっております副首都推進局という組織の局長の手向でございます。

きょうは、12月の夜間の時間帯で、非常にお集まりいただきにくい時間帯にもかかわらず、皆様、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

きょうは制度の説明ということでかなり聞きづらい点もあるかと思いますけれども、丁寧に説明するようにさせていただきたいと思います。

まず、担当から説明する前に、なぜこういう説明会を開催してるのかということで、簡単に背景の方だけ私から説明させていただきます。

今、大阪府と大阪市では大都市制度の改革ということに取り組んでおります。ちょうど昨年も夏場の8月から大体半年ぐらいかけて、その時は吉村市長と松井知事が出席して大阪市内24区を順番に回って、大都市制度に関する意見募集・説明会ということで、きょうご説明する総合区制度と特別区制度について、直接市民の皆様から制度づくりに当たってご意見をいただきたいということで、去年開催をさせていただきました。その場で吉村市長から、スライド等を使いまして、なぜ今こういう大都市制度改革に取り組んでいるのかということにつきまして説明させていただいたところでございます。

きょうの資料でもその背景について簡単に説明させていただきますけれども、大きく3点ございまして、1点は、この大阪の経済というのが日本の中で長期にわたってそのシェアを低下させてる、大阪の経済シェアというのが落ちてきているという状況が一つあるということです。それから、2点目といたしましては、人口、これから減少していく、超高齢化社会を迎えると、当然そうなりますと行政でも収入も減ってきますし、その限られたお金をより効率的に使っていくという必要が出てきてます。3点目には、地方分権改革という、なかなか、言葉はご存じかも分かりませんが、道州制でありますとか、国の省庁からの権限移譲という話でございしますが、これらがなかなか進んでいないという状況にあります。

そういう状況の中でもこの大阪を少しでも発展・成長させていくというためにどうしていくのかということで、今、吉村市長と松井知事のもとでは副首都・大阪を実現するということを目標に掲げて取り組んでおります。これは、大阪を成長させることを通じて税収を確保する、あるいは雇用の場を確保する、皆様の住民サービスを維持・向上させていくと、こういうことを目的として取り組んでいるものでございます。こうした副首都・大阪

を実現していく上で大都市制度というのはどういうものがふさわしいのかということで、今、検討してる訳でございます。

今の大阪市、これは政令指定都市ということになりますけども、大阪のような大きな大都市には二つの課題があると言われております。一つは住民自治、住民の皆様の近いところできるだけサービスを徹底してサービスを提供する仕組みをつくっていくということが一つ。それからもう一点は二重行政の解消。この言葉は皆様もお聞きになられたことあるか分かりませんが、大阪府と大阪市内で二重に行政がされてる部分、ここの効率化を図ることでより限られた財源を有効に使っていくと、こういう必要があるということです。この二つの課題をクリアしていくために今の法制度のもとで取り組めるのが、一つは大阪市の枠組みを維持したままで取り組む総合区制度がありますし、もう一つは大阪市そのものを廃止して新たな特別区という自治体をつくる特別区制度、この二つの制度があるものでございます。この二つの制度をそれぞれつくっていくということで私どもの方で作業を進めております。

きょうは、そのうち総合区制度につきまして行政として素案という形で取りまとめましたので、この内容について市民の皆様にご説明して内容についてご理解を深めていただきたいということで開催させていただきました。

あくまでも今の段階は素案ということで、これは大阪市会の方でも並行してご議論いただいてるところでございますので、この内容については、今後、議会での議論で内容について追加・修正等がある内容のものであるということをご理解いただきたいと思います。

それから、もう一方の制度であります特別区制度については、これは大阪府と大阪市内で行っております大都市制度協議会という場があるんですけども、そちらの方で現在案づくりを行っている段階ということで、きょうはその説明は対象にはなっていないということでご理解をいただきたいと思います。

最終的に総合区と特別区いずれの案を選択するのかということにつきまして、今の市長、知事の方針では市民の皆様にご直接お選びいただけるように取り組んでいきたいという方針のもとで進めておりますので、そういったところについても内容についてご理解いただきたいと思います。

それでは、これから資料に基づく説明の方を進めてまいりますけども、こういう制度の話について初めて聞かれる方もおられると思いますので、内容の方についてはゆっくり丁寧に説明させていただきたいと思っております。少し長目の説明になりますけども、どうぞよろしくお願いをいたします。

私からは以上です。

(司会)

それでは、本日の説明会の進行につきまして、私の方から簡単にご説明させていただきます。

まず、お手元の資料、受付の方でお渡しいたしました説明会の資料に沿いまして、事務局の方より1時間強ご説明させていただきます。

その後、皆様方から説明内容に対するご質問等をお受けしたいと存じます。

なお、お手元の方に受付で同じくアンケート用紙の方を配布させていただいておりますが、説明会終了後、会場出口付近で回収させていただきますので、こちらの方もご記入の程よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速説明に移らせていただきます。

副首都推進局制度企画担当部長の井上の方よりご説明申し上げます。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

制度企画担当部長の井上でございます。

私の方からは、お手元のパンフレット、「総合区素案に関する住民説明会資料」、これに沿ってご説明させていただきます。

また、説明の中で資料ページのご案内いたしますが、点字版の資料ページもあわせてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

まず、表紙の下をごらんいただけますでしょうか。点字版は表紙をめくったところがございます。本資料の位置づけ等を記載しております。

先程の局長からの説明とも重複いたしますが、本資料は、大阪市における総合区の制度設計の考え方や具体的な制度案について、行政として取りまとめた総合区素案をもとに、本説明会の資料として作成したものでございます。この資料で説明いたします総合区素案につきましては、今後、議会等の議論を踏まえ必要に応じて追加・修正されます。

また、総合区とは別に特別区についても、現在、制度設計等の議論・検討が進められておるところでございまして、最終的には総合区・特別区のいずれの制度を選択するのか、住民の皆さんにご判断いただけるよう両方の案を取りまとめていくこととしております。

1 ページから 2 ページの見開きでございます。点字版は 1 ページから 3 ページとなります。

「総合区設置後のイメージ」をごらんください。見開き左側には現在の大阪市のイメージを、右側には総合区設置後の大阪市のイメージをお示ししております。

左側、現在の大阪市は市長の下に局と 24 の区役所があることをお示ししております。局は、大阪市全体を見通した施策を保健医療、福祉、教育などの部門ごとに担う組織であり、我々の副首都推進局もその一つでございます。現在は、保健医療施策を担う健康局や社会福祉を担う福祉局など、20 以上の局が中之島の本庁などに設置されております。これに対し区役所は地域ごとの仕事を担うものですので、現在の 24 行政区ごとに設置され、住民の皆さんの身近なところで市民協働、窓口サービスなどを担っています。

見開きの右側では、総合区設置後にそれがどう変わるのかをお示ししております。左側で 24 区役所となっていたところが、右側の中程では八つの総合区役所と 24 の地域自治区事務所に変わっています。今般の総合区素案では、政令指定都市である大阪市という枠組み自体は変更せずに、大阪市長のもとに現在の行政区にかえて八つの総合区を設置いたします。さらに、一つの総合区には、区によって異なりますが、2 から 4 の地域自治区事務所を設置いたします。

総合区を設置することによって主に何が変わるかについては、点字版は 1 ページ、同様でございます、左上の局から、2 ページ、点字版は 3 ページとなります、左上の局から右

の中程へ向けた矢印をごらんください。「住民の皆さんに身近なサービスを局から8つの総合区へ仕事を移します」と記載しておりますが、矢印の先の右側、8総合区役所の下に記載している保育所の運営・設置認可や放置自転車対策などが局から総合区に移す仕事になります。これらは現在は大阪市全体の施策を担う局で行っていますが、総合区設置後はより身近な総合区役所において総合区長の判断により行われることになります。

総合区長の判断で行われる仕事が多くなるということになりますと、それに伴う予算も増えますし、その仕事を行う職員もその分増やす必要がございます。現在局で持っている予算や職員を総合区に移すということになりますが、それらの考え方につきましても後程ご説明いたします。

一方で、左の24区役所が担っている仕事はもともと住民の皆さんに身近なものが多いため、1ページ、点字版は2ページでございます、そのまま右横への矢印で、住民の皆さんへの直接サービスは24の地域自治区事務所において引き続き実施しますとありますように、右側の総合区の中の24地域自治区事務所の枠囲みに記載している、住民票の写し等の交付をはじめとする窓口サービスなどは現在の24区単位でそのまま行うことになります。

右枠の「地域の実情に応じた施策の実現」と記載しているところに3点記載のように、住民の多様なニーズを把握し、住民ニーズを施策に反映させるための組織体制の整備を行うとともに、施策を実行するために市長に意見を具申する仕組みも構築いたします。要するに、総合区を設置することによって、住民の皆さんへの身近なサービスについては今より身近な地域において判断することになります。それぞれの地域の実情を反映できるよう、総合区長に権限を渡して総合区において判断して実行していく、そしてそのために必要な組織や予算の仕組みなども整備することをあらわしています。

上にあります総合区設置後の市長の横の括弧、点字版は3ページでございます、をごらんください。住民の皆さんに身近な仕事についてはその権限を総合区長に移管いたしますが、大阪市という枠組みは残りますので、予算編成や条例提案などの仕事は今までどおり市長が大阪市全体の視点から行います。

この見開きでは、総合区設置によって何がかわるかの大きなイメージを申し上げましたが、この後、それぞれの項目ごとにより詳しくご説明いたします。

3ページをお開きください。点字版は目次の1ページでございます。

目次に示しております通り、本日は総合区素案の内容1から12の項目と各総合区の概要についてご説明いたします。

なお、一番下の枠囲み、点字版は6ページでございます、その枠囲みに記載のように、本資料で示しておりますコスト、組織、予算等の数値は今後の精査により変動する可能性がございます。また、総合区役所の位置、名称については、今後議会での議論を踏まえ取りまとめる予定としております。

4ページ、点字版は6ページでございます、「1 副首都・大阪の確立に向けた取組み」をごらんください。

大阪市では、現在大阪が抱える課題を解決し、本来持っている力を発揮するため、副首都・大阪の確立に向けた取り組みを進めていますが、それが総合区制度の検討とどう関連するのかについて考え方を示したものがこのページと次の5ページになります。点字版は6ページから13ページでございます。

上段の「大都市・大阪が抱える課題」、点字版は6ページでございます、そちらからご説明いたします。東京一極集中が進む中、大阪の長期低落傾向は続いており、府・市において一本化した成長戦略、この成長戦略と申しますのは産業振興や人材育成などにより経済成長等をめざす府・市共通の長期的な方針でございます、こうした成長戦略により経済面では明るい兆しが見えるものの、一極集中に歯どめをかけるに至っていないこと、また地方分権改革は道半ばであることなどを示しております。

こうした課題の克服に向け、中程の記載でございますが、日本における副首都の必要性和大阪のポテンシャルについて、東京一極集中の是正は日本全体の課題であり、日本の成長・国土の強靱化・地方分権の観点から、東西二極の一極となる副首都の実現が必要であること。世界の都市間競争を戦い得る競争力と豊かな個性を持つ大阪が、副首都をめざした取り組みを通じ日本の成長を牽引するとともに、豊かな住民生活の実現をめざします。そして、矢印の下ですが、東西二極の一極となる副首都・大阪の確立に向け、そのポテンシャルを発揮し、他の大都市に先行するトップランナーとして、東京を頂点とする国土構造・社会構造などからの転換を先導し、日本の未来を支え牽引する成長エンジンの役割を果たします。これらの実現のためには、一番下の記載ですが、都市機能の充実とそれを支える制度が必要であると考えているものでございます。

次の5ページ、点字版は10ページでございます、「2 副首都・大阪にふさわしい大都市制度改革」をお開きください。

ここに示していますように、広域機能の強化と基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、副首都にふさわしい大都市制度が必要と考え、現行法制度のもとで実現可能な総合区と特別区について、それぞれ制度案を作成することとしております。

なお、広域機能、基礎自治機能について簡単にご説明いたします。一般的な都道府県と市町村の関係で申し上げますと、広域機能とは、成長戦略をはじめ交通網など都市機能の整備を担うといった都道府県の役割を指し、基礎自治機能は、住民に身近なサービスを提供するなど市町村としての役割分担を指します。ただし、大阪市は政令指定都市ですので、市としての基礎自治機能を持ちながら、あわせて広域機能の一部も担っているのが現状でございます。よって、その下の「現在の制度（行政区）」の広域機能の欄に記載の通り、副首都推進本部会議において大阪府と大阪市が協議・調整を行っております。

こういった都市機能の整備を強力に進められる広域機能の強化と、地域ニーズに沿った身近なサービスを提供できる基礎自治機能の充実の取り組みを制度面から推進するため、一番下の表に示している二つの制度、指定都市制度における総合区制度と特別区制度の検討を進めております。

このうち基礎自治機能について、下の表の左側、指定都市制度における総合区制度は、政令指定都市である大阪市が存続し、市長、市会のもと行政を展開します。その中で総合区長の権限を拡充し、議会の同意を得た総合区長が住民に身近な行政を行う一方、予算編成や条例提案など市全体に関することは市長が引き続きマネジメントします。

表の右側の特別区制度では、大阪市を廃止し、新たな基礎自治体として設置される特別区において、選挙で選ばれた特別区長や区議会のもとで行政を展開し、区長は予算編成や条例提案などを通じて区政をマネジメントします。

広域機能については、総合区制度では、上でご説明した現在の制度と同様でございます

が、指定都市都道府県調整会議において協議・調整し、方針を決定することを、特別区制度では、大阪府に一元化し、知事が方針決定することをお示ししております。

大阪における大都市制度改革、総合区・特別区両制度の違いなどの説明は以上でございます。

次に、6 ページをごらんください。点字版は14ページでございます。

「3 大阪市における総合区制度」をご説明いたします。

まず、総合区設置により大阪市がめざすものとして、住民自治の拡充と二重行政の解消を掲げております。

その下、左の「住民自治の拡充」の欄でございますが、住民に身近なサービスを区役所で提供、地域のことは地域でできるだけ決定するなど、住民自治の拡充を実現するため、局から総合区へ事務を移管するなど総合区長の権限を拡充します。また、総合区役所で働く職員の任免に関する権限や予算編成に関して、総合区長が意見を述べられる予算意見具申権等の権限を最大限発揮できる仕組み、さらに、総合区政会議、地域協議会の設置など住民意見を反映するための仕組みを構築いたします。

また、右側の「二重行政の解消」の枠ですが、副首都にふさわしい都市機能の強化と二重行政の解消の実現のため、市長は市全体の視点からの政策・経営や重要な課題に集中して取り組み、大阪府・市の連携や広域機能に係る施策の一元化に向けて、指定都市都道府県調整会議において協議・調整を行ってまいります。

次に、総合区の仕事と区数についてご説明いたします。点字版は16ページでございます。中之島本庁舎などの局と総合区の役割分担を明確化した上で、住民の皆さんに身近なサービスの提供と行政の効率性のバランスを考慮して制度を設計しております。

なぜバランスを考慮するのかにつきましては、右下の枠の「総合区の区数」をごらんください。行政サービスを効果的・効率的に提供するには一定まとまった規模の人口が必要となります。その下には「体制整備に必要なコストを抑制します」と記載しております。これを補足いたしますと、総合区に移す仕事が多くなる程職員も総合区に移す必要がございます。その際、現在本庁の局1カ所で担っている仕事を総合区の数に応じて分散させることになりますので、仮に24区に分散する場合には今の1カ所から24カ所になり、単純に24倍にはならないものの、相当な数の職員を増やす必要がございます。このため、総合区に移す仕事を考えると同時に、それを多大なコストをかけずに効果的・効率的に実施するためには、総合区の規模、区数を考える必要があるということをお示ししております。

なお、左側の「総合区の仕事」の欄に「一般市が行う仕事をベース」とございますが、ここでいう一般市の事務とは、例えば松原市や門真市といった市が行う事務に近いレベルを総合区が担うということを意味しております。

こうした考え方により、下段に記載のように、住民に身近な行政サービスとそれに見合った体制整備を総合区で行うこと、あわせて大阪市トータルの職員を増やさずに現行職員数の範囲内でコストを抑制していくという観点から、8区への合区が必要と考えておるものです。

なお、地域コミュニティを維持する観点から、現在の24区単位で地域自治区を設置することとしています。

総合区の仕事と区数についての説明は以上でございます。

7ページをお開きください。点字版は19ページでございます。

「4 総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称」についてご説明いたします。

区割りにつきましては、ページ上段に記載の通り、①から⑤の五つの具体的な視点に基づき策定いたしました。①先程の説明にもありましたように、各総合区における将来人口、平成47年でございますが、これを30万人程度とし、各区間の人口格差は最大2倍以内とすることをはじめ、②地域コミュニティを考慮し、過去の合区・分区の歴史的経緯を踏まえること、③住民の皆さんの円滑な移動などが確保できるよう鉄道網の接続や商業集積を考慮すること、④工営所や公園事務所など既存の事業所をできる限り活用すること、⑤防災上の視点についても考慮することの五つの視点に基づいて策定しています。

その下の地図では区割りと総合区役所の位置をお示ししております。本資料で示す区名、第一区から第八区はあくまでも仮称でございます、北に位置する区から順に番号をつけたものとしております。

本日ご説明に伺っております鶴見区につきましては、東成区、城東区と合区する区割りとなっており、仮の名称としまして第四区としております。

8ページをごらんください。点字版は21ページでございます。

総合区役所の位置については現在の区役所の庁舎から選ぶこととしています。具体的には、その選定に際し考慮すべき条件として、住民の皆さんからの近接性、これは庁舎までの距離でございます、交通の利便性、これは現区役所間の移動による所要時間でございます、地域における中心性、これは現在の区間での移動人数を見ております、以上説明しました3点をそれぞれ点数化し、この点数の多い区役所庁舎を優先としつつ、それぞれの庁舎面積が新体制で必要となる面積を満たすかどうかといった点や、あるいは近隣市有施設の状態などを勘案し、総合区庁舎を選定しています。

その結果として、ページの中程でございます、点字版は23ページでございます、選定庁舎の表にございますように、第一区から第八区まで記載の通りとしておりまして、この鶴見区が含まれます第四区は現在の城東区役所を総合区役所の庁舎とする予定としております。

ただし、表の下、欄外に記載の通り、今後の施設利用計画や組織体制の確定等に伴い変更する可能性があります。

なお、繰り返しのご説明になりますが、住民の皆さんの利便性を維持すべく、現在の24区単位に地域自治区事務所を設置し、窓口サービス等の事務は継続して実施することとしております。

続いて、区の名称についてご説明いたします。区の名称は、方位・地勢等を考慮し、親しみやすさ、分かりやすさ、簡潔さを基本の考えとし、総合区設置決定後、設置する日までの間に、住民の皆さんのご意見等を踏まえて条例で定めてまいります。

なお、今回の総合区の区割りは合区を伴いますことから、現在の区名が変わる区もございます。これにより住居表示が変更される可能性があります、その際は住民の皆さんへの影響を最小限とするよう関係機関と調整を図ってまいります。

総合区の区割り、総合区役所の位置、区の名称についての説明は以上でございます。

次に、9ページ及び10ページ、点字版は25ページから36ページとなります、「5 局と総合区・地域自治区の主な仕事」についてご説明いたします。

9 ページの上段、点字版は25ページでございます、そこに局と総合区・地域自治区で実施する主な仕事の内容についてお示ししております。現在の大阪市の仕事は、中之島本庁舎などで局が実施する仕事と区役所が実施する仕事に分けられます。総合区が設置されますと、現在の区役所の仕事に加え、局から総合区へ移した皆さんへの身近なサービスを実施する仕事を行うこととなります。なお、予算編成や条例提案等の仕事は今までどおり市長が全体の視点から行います。

これらの内容についてお示したものが下の図になります。図の左側には現在の大阪市における局と区役所の仕事の役割分担を記載し、現在の大阪市の仕事は、白抜きの文字で示すように、中之島本庁舎など局で実施する仕事と24行政区の区役所で実施する仕事に分けられています。

これに対して、図の右側には、白抜きの文字で、総合区設置後の大阪市の仕事の役割分担として、局で実施する仕事と八つの総合区で実施する仕事に分けて示しております。さらに、総合区の仕事については、8 総合区役所で実施する仕事と現在の24区単位に設置される地域自治区事務所で実施する仕事に分けてお示ししております。

もう一度、図の左側をごらんください。局が実施する仕事について、二つの枠囲みの上段の囲みには、市全体の観点で実施する主な仕事として条例の提案や規則の制定、予算編成などをお示ししております。これらの仕事については、矢印の先、図の右側に記載の通り、引き続き市役所の本庁舎などで各局が実施することとしています。

また、左側二つ目の枠囲みには、現在局が実施している市立保育所の運営など六つの仕事を例示していますが、総合区設置後にはこれらの仕事は八つの総合区へ移しますので、矢印の先、図の右側、8 総合区で実施する仕事の局から移管された仕事の枠囲みの中にお示ししております。

再び図の左側の下段をごらんください。現在の24行政区で実施している仕事については、一番下の枠囲み、住民の皆さんへ直接サービスとして、児童手当の申請受理や支給決定、国民健康保険等の諸手続などの窓口関係の仕事と、その上の枠囲み、これらの窓口サービスに係る調整や支援として地域防犯対策や地域振興、地域活動支援といった市民協働関係の仕事がございます。現在の24行政区が実施しているこれらの仕事のうち、窓口事務である住民の皆さんへの直接のサービスや地域防犯、地域活動支援といった市民協働関係の仕事については、住民の皆さんに最も身近なところで実施すべき仕事として、矢印の先、図の右側の一番下に記載の通り24地域自治区で実施としており、これまでどおり実施することとしております。また、児童手当の現況届の送付・受理といった仕事につきましては、総合区としての政策・企画の仕事や局から移管された仕事とあわせて、8 総合区で実施することとしております。

10ページをごらんください。点字版は32ページでございます。

総合区の主な仕事と期待される効果についてご説明いたします。

こども・子育て支援、福祉、まちづくり・都市基盤整備、住民生活の四つの分野において、総合区の主な仕事と期待される効果について表にまとめております。住民の皆さんに身近な施策の充実に向けて、総合区長の裁量により総合区の予算や人員を重点配分することで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供してまいります。

その下の表をごらんください。縦の欄には四つの分野を、横の欄には主な総合区の仕事

と期待される効果をお示ししております。

こども・子育て支援については、市立保育所の運営や民間保育所の設置認可、さらに市立小学校で実施している児童いきいき放課後事業を総合区の仕事とすることにより、表の右側の「期待される効果」の欄に示しますように、待機児童の解消に向けて、総合区役所が中心となって、より地域の特性や実情に合わせた施策の実施が可能になるのではないかといたことをお示ししています。

なお、表の中の「総合区の仕事」の欄において白抜きの点線囲みにある保育所の入所決定や保育料の徴収等については、現在既に区役所で実施している仕事を総合区でも引き続き実施することをお示ししています。

次に、福祉については、老人福祉センターの運営や生活保護における就労支援を総合区の仕事とすることにより、表の右側の「期待される効果」の欄に示すように、例えば老人福祉センターの運営においては、指定管理者の公募に当たり、募集条件に地域における身近な福祉施設として地域の皆さんのニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかといたことをお示ししています。

さらに、その下のまちづくり・都市基盤整備については、幹線道路や大規模公園を除く道路・公園の維持管理や放置自転車対策などを総合区の仕事とすることにより、道路の日常管理や公園利用の支障となっている遊具の使用禁止や樹木剪定など、より迅速かつきめ細かい対応が可能になることが期待できるのではないかといたことをお示ししています。

次に、一番下の住民生活においては、スポーツセンターやプールの運営を総合区の仕事とすることにより、指定管理者の公募に当たり、地域における身近な市民利用施設として地域のニーズを反映することで、施設の利便性の向上が期待できるのではないかといたことをお示ししています。

総合区、地域自治区における主な仕事と期待される効果の説明は以上でございます。

11ページをお開きください。点字版は37ページでございます。

このページ以降は、「6 期待される効果」として、局から総合区へ移される主な仕事について、総合区が設置された時にどのような効果が期待できるのかを、これまでの説明と重なるところがございますが、イメージ図を用いてさらに具体的にお示ししています。ページの上段、点字版は37ページです、では現在の状況を、下段、点字版は同様に37ページでございます、には総合区を設置した後のイメージをお示ししております。

イメージ①では保育所の設置・認可についてお示ししています。上の図をごらんください。現在、保育所の設置・認可につきましては、保育所の数など①整備計画を策定し、保育所の開設場所など地域の決定のため②地域調整を行い、③事業者の決定の後、開園となります。

この流れの中で、現在、区役所では②地域調整を担っておりますが、総合区設置後には、下の図をごらんください、点線の枠に記載の通り、①の整備計画の策定や③の事業者の募集・決定など、市役所で実施していたものも含め一貫して総合区役所で判断、実施できるようになります。これにより、総合区長の判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた保育所などの開設時期や定員などの条件について募集要件を設定することが可能となり、これまで以上に地域の実情や特性を踏まえた待機児童対策が期待できるのではないかといたことを効果としてお示ししています。

なお、中央の矢印の右下に括弧書きで記載していますが、予算の編成や条例の提案などの市全体の観点で実施する仕事については市長の権限として残ることになります。

次の12ページをごらんください。点字版は38ページでございます。

イメージ②では道路・公園の維持管理についてお示ししています。上の図をごらんください。現在、住民の皆さんから道路や公園の維持管理に関する相談や要望があった場合、補修や樹木の剪定といった実際の対応を行うのは工営所や公園事務所ですが、これら工営所や公園事務所を所管しているのは局であるため、区役所で相談や要望を受け付けた場合でも別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、幹線道路や大規模公園を除く住民の皆さんに身近な生活道路や小規模な公園について、局が実施している維持管理の仕事を工営所や公園事務所の所管とともに総合区へ移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対して総合区がワンストップで総合的に判断し、これまで以上に地域の実情やニーズを踏まえながらきめ細かくかつ迅速に対応できるのではないかといった効果をお示ししています。

13ページをお開きください。点字版は39ページでございます。

イメージ③では放置自転車対策についてお示ししています。上の図をごらんください。現在、放置自転車対策につきましては、放置自転車をもっと撤去してほしいなどといった住民の皆さんからの要望に対して実際に対応するのは工営所ですが、工営所の所管は局であるため区役所で要望を受け付けても別の組織である局との調整が必要になります。

総合区設置後には、下の図に記載のように、総合区の区域内の放置自転車の撤去や運搬などの仕事を工営所とともに総合区に移すこととしています。これにより、住民の皆さんからの要望に対して、総合区長のマネジメントのもと総合区役所がワンストップで総合的に判断できるようになることから、例えば地域の実情やニーズを踏まえながら放置自転車を撤去する回数や撤去する時間帯の見直しなどを総合区長が判断し、これまで以上によりきめ細かく対応できるのではないかといった効果をお示ししています。

次の14ページをごらんください。点字版は40ページでございます。

イメージ④ではスポーツセンターやプールなどの市民利用施設等の運営についてお示ししています。上の図をごらんください。現在、住民の皆さんからの体育館の利用時間を長くしてほしいなどの要望に対しては、担当局において、全市的な観点で24区の体育館などの施設を一まとめにした上で、対応方針や方法についての優先順位を決定し、対応しております。

総合区設置後には、下の図に記載のように、これらの市民利用施設等に関する相談の受け付けから対応までの仕事を総合区が担うこととしています。これにより、総合区長のマネジメントのもと、これまで以上により地域や利用者のニーズに応じた施設利用サービスを提供できるのではないかといった効果をお示ししています。

15ページをお開きください。点字版は41ページでございます。

イメージ⑤では住民の皆さんに身近な施策の充実についてお示ししています。上の図をごらんください。現在、老人福祉センターの講座メニューを充実してほしい、施設の利用時間を延長してほしい、施設へ行く移動手段を増やしてほしいといった住民の皆さんに身近なサービス充実についての要望などを区役所がお聞きしても、区役所がみずからの判断

で決定することができないため、区役所が関係局へ要望・調整し、その事業を担当する局が事業の内容を決定しています。また、区役所では事業を実施するための予算や職員体制に限りがあることで、事業の内容によっては皆さんのご要望に十分に対応できていない場合もございます。

総合区設置後には、下の図に記載のように、住民の皆さんに身近な取り組みを実施する権限を総合区へ移すことで、総合区において地域の実情やニーズを踏まえ必要なサービスを総合的に調整・検討し、総合区長が判断することができるようになります。これにより、総合区がその予算や職員の範囲内で裁量を発揮し、住民の皆さんのニーズが高いと判断される事業に重点的に配分することなどで、これまで以上に地域の実情やニーズに応じた行政サービスを提供できるのではないかといった効果をお示ししています。

この15ページ、点字版は41ページでございます、この15ページまで、総合区設置に伴い主な分野ごとに期待される具体的な効果についてご説明いたしました。

次に、16ページをごらんください。点字版は42ページでございます。

「7 総合区政会議、地域自治区・地域協議会」についてご説明いたします。

総合区素案では現在の24区を8区へ合区することとしていますが、一方で、住民の皆さんには育んできた今の地域コミュニティが壊れるのではなど合区に対する不安感があることを踏まえ、その対応について記載しております。

具体的には、総合区域内の施策等にご意見をいただき区政運営に反映させるため、総合区政会議を設置いたします。また、地域コミュニティを維持し、意見を市政・区政に反映させるため、現在の24区単位で地域自治区・地域協議会を設置いたします。

中段の左、総合区政会議に係る枠組みのところをごらんください。総合区政会議は、区域内の施策及び事業について立案段階より住民が意見を述べ、総合区長が区政に反映することを目的に、現在の区政会議の総合区版として条例により設置いたします。

さらに、左の一番下、地域協議会については、地域自治区の事務などについて市長、総合区長などから諮問を受け、あるいは建議によりみずから意見を述べることができ、市長、総合区長はこれに対し必要に応じて適切な措置をとることとされています。右側には、これら総合区政会議と地域協議会のイメージをお示ししています。

総合区政会議や地域協議会等についての説明は以上でございます。

17ページをお開きください。点字版は45ページでございます。

「8 総合区の組織体制」についてご説明いたします。

17ページの上段に示しますように、総合区の組織体制においては、地域の実情に応じたきめ細かい行政サービスを総合区で提供するための組織体制の構築と、総合区長の組織マネジメント力の強化を実現するために、主に三つの体制整備を行ってまいります。

一つ目は、特別職の総合区長をサポートするため、局長級の副区長を設置いたします。これは、総合区長はこれまでの区長と違い副市長と同じ特別職となることから、副区長を局長級として設置することで、より強力な権限で総合区長を直接的にサポートできるようにするという趣旨でございます。

二つ目は、総合区の政策・企画機能の強化のため、部長級による部制を導入いたします。先程ご説明しましたように、総合区では、こども・子育て支援、まちづくり、住民生活といった分野で、より大きな権限に基づいてよりきめ細かな行政サービスを住民の皆さんに

提供することになります。そこで、これまでの区役所の課という単位ではなく、より大きな部という組織を設置し、各部長のもとそれぞれの分野における政策・企画機能を強化することで、総合区に期待される役割を実現していくものでございます。

三つ目は、総合区の組織として地域自治区事務所の体制を整備いたします。これは、これまでと同様の窓口サービスや地域に密着した業務を維持していくために、今の24区役所の単位で地域自治区事務所の体制を整備するという趣旨でございます。

続いて、ページの下段、点字版は46ページでございます、こうした体制整備を踏まえた総合区役所と地域自治区事務所の組織体制のイメージをお示ししています。

総合区役所は、八つの総合区ごとに現在の区役所庁舎を活用して設置いたします。また、地域自治区事務所についても現在の24の区役所庁舎を活用して設置することとしており、すなわち24の地域自治区事務所のうち八つの地域自治区事務所は、現在の区役所庁舎に設置する総合区役所の中に置くこととしています。

総合区役所と地域自治区事務所の役割ですが、八つの総合区役所では、総合区全体の施策を推進するとともに、各総合区に設置された地域自治区事務所を統括する役割を担います。そのための組織として、イメージで示しますように、総合区長のもと局長級の副区長を設置し、さらに総務企画部、区民部、こども・保健福祉部を設置しています。一方、地域自治区事務所では、現在の24区役所での窓口サービスを継続して提供することや、地域コミュニティを維持し、住民の多様な意見を市政・区政に反映する役割を担います。そのための組織体制として、地域自治区事務所には地域活動支援部門、窓口サービス部門、保健福祉センターを設置いたします。

なお、この組織体制はあくまでイメージであり、総合区設置後は、総合区長の権限によって総合区内の組織のあり方や職員配置を決定できる旨を記載しております。

18ページをごらんください。点字版は48ページでございます。

上段の「職員の配置（イメージ）」についてでございます。仕事を局から総合区に移すのに伴い総合区の方へ職員も移ることになります。概ねどれぐらいの職員が移管されるのかを大枠のイメージとしてお示したものでございます。

一番左側の「現在（平成28年度）」と記載された棒グラフに示しますように、現在の局で1万1,600人、24区役所で4,800人という職員構成が、その隣の総合区設置後の棒グラフでは、局が9,400人、8総合区役所が7,000人という構成に変化しております。すなわち局から総合区におよそ2,200人の職員が移管されることになります。

また、その右の表では、局から区へ移管する職員2,200人の内訳として、移管される組織、事務の内容と移管人員をお示ししています。現在局の所管である工営所、公園事務所、保育所は事業所ごと総合区へ移管されます。これらの事業所を除きますと、事務の移管に伴い230人の職員が局から総合区へ移管されることとなります。大阪市トータルの職員数を増やすことなく、概ね今の職員数の範囲内で組織体制が整備できる見込みとなっております。

ページ下段、点字版は50ページでございます、（参考）について、表の上段、「①総合区役所」は、総合区役所と総合区役所の中に設置される八つの地域自治区事務所の職員数を部門ごとに整理して、主な事務内容とともに記載したものでございます。例えば総務企画部に置かれる総務部門と企画部門では、総合区政会議や総合区の政策・企画、地域まち

づくり等の事務を担い、1区当たりの平均では74人の職員配置を予定しております。また、表の下段、「②地域自治区事務所」は、総合区役所の中とは別に設置される16カ所の地域自治区事務所の職員数と主な事務内容を同様にお示ししています。

総合区の組織体制についてのご説明は以上でございます。

19ページをお開きください。点字版は57ページでございます。

「9 総合区の予算の仕組み」についてご説明いたします。

地域の実情に応じた特色ある行政サービスを充実させるための総合区の予算の仕組みを構築すること、総合区長が市長と施策方針を共有できる仕組みを構築することといった基本的な考え方のもと、総合区長が財務マネジメントを発揮する仕組みとしてまいります。総合区長の自律性の強化の観点からは、①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実と、②予算意見具申権の具体化を図ることとしています。また、③総合区予算を見える化することにより、拡大する総合区予算についての説明責任を果たすこととしております。

より具体的に説明いたします。まず「①総合区長が直接マネジメントできる財源の充実」ですが、先に20ページの上の方のイメージ図をごらんください、点字版は59ページとなります。総合区長が直接マネジメントできる財源がどのように充実されるかをあらわしたもので、平成28年度当初予算の金額で試算したものでございます。左の現在の24区では、区長が関与できる予算として直接マネジメントできる区予算の約82億円に加え、各局で予算計上し、区長がシティ・マネージャー、CMと書いてあります、として間接的に関与できる区CM予算が約159億円ございます。

これに対し右側の総合区設置後は、総合区長が直接マネジメントできる総合区予算は約226億円に増え、また、局から区に予算を配り総合区長のマネジメントで執行する総合区執行予算についても約58億円を見込んでおります。

なお、このイメージ図において左と右でそれぞれの金額を合計しても同額にはなりませんが、これは大阪市全体の予算の中で区に関する部分のみを切り取って記載していることによりです。大阪市全体の予算の中で区に関する予算が占める割合が総合区設置後には増えることをあらわしております。

申し訳ございません、19ページに戻っていただき、中程でございます。点字版は58ページでございます。

今ごらんいただきましたように、総合区長が直接マネジメントできる財源が充実されることで、これまで以上に総合区長の判断で選択と集中による事業の再構築が可能になると考えております。また、現状においても、インセンティブ制度として区が土地売却や広告収入など独自の努力により獲得した財源は区の支出に使える制度を設けておりますが、総合区においても同様にこのインセンティブ制度を活用して確保した歳入は区の財源として活用するなど、総合区長のマネジメントのもと施策分野の枠を超えた事業の展開により、地域の実情や住民ニーズに応じたきめ細かで特色あるサービスの実現が期待されます。

20ページの中程でございます。点字版は61ページでございます。

「②総合区長の予算意見具申権の充実」をごらんください。現状では、法制度上、行政区長が予算編成に直接意見を言える仕組みにはなっていないのに対して、総合区制度では法律上定められた仕組みとして総合区長に予算意見具申権が付与されています。これは、市長が市全体の視点から予算編成を行う中で、住民により近いところで住民ニーズをより

把握している総合区長の意見を予算編成に取り入れようとするものであり、総合区長が市長・副市長と意見交換する仕組みを整備いたします。また、各局が所管する仕事のうちで住民に密接にかかわるものは意見具申の対象といたします。具体的な仕組みとしては、予算編成に先立つ方針策定プロセスから総合区長が参加できるよう、住民ニーズをもとに市長・副市長と幅広く意見を交換する場、仮称でサマーレビューとしておりますが、こうしたものを設定することをはじめ、戦略会議など方針策定の場へも総合区長が直接参画するようにしてまいります。さらに、予算編成段階においても直接説明する場などを設定するなどいたします。

下段の「③予算の「見える化」をさらに充実」、点字版では62ページでございます、ここでは、個々の総合区の予算の姿が分かり、他の区との比較も可能となるよう、予算書の構成や説明資料の工夫などを重ね、予算の一層の見える化を推進していくことをお示ししています。こうした取り組みを通じ、地域の皆さんの理解と関心が高まり、より一層声が届きやすい市政・区政の実現につながると考えております。

総合区における予算の仕組みについての説明は以上でございます。

21ページをお開きください。点字版は63ページでございます。

「10 総合区の財産管理」についてご説明いたします。

財産の管理権限については、住民の皆さんに身近な財産の管理権限を総合区長に移管することとしています。なお、財産に関する権限のうち取得と処分に係る権限は市長に残ることとなります。

総合区長が管理する主な施設の表をごらんください。現在の財産に係る管理権限につきましては、表の左端に縦書きで「局長が管理」、「現区長」という区分の記載がありますように、表の点線から上の部分は局長、下の部分は現区長が管理する施設を例示しております。現在は区内の多くの施設を各局長が管理していますが、総合区設置後は、表の右端に矢印で「総合区長が管理」と記載しているように、濃いグレーの網かけで示している施設は総合区長が管理することとなります。子ども、福祉をはじめ各分野において住民に身近な施設は総合区長が管理することとなります。

表の下をごらんください。住民の皆さんの身近な施設を総合区長が管理することにより、市民利用施設の相互利用・連携などの柔軟な対応や迅速かつ地域の要望を考慮した施設の修繕、また市有地を活用した地域の実情に合わせたまちづくりなどが可能となるのではないかと考えています。

その下には、施設の相互利用・連携などの柔軟な対応を行っていく施設管理のイメージを参考事例として記載しております。

総合区の財産管理についての説明は以上でございます。

次に、「11 総合区設置に伴うコスト」についてご説明いたします。点字版は67ページでございます。

コストにつきましては、本素案作成時点の前提条件に基づき、総合区設置に伴い一時的な経費として発生するイニシャルコストが約62.7億円、設置後に増加する経常的な経費であるランニングコストが約9,000万円と試算しております。

具体的には、各総合区役所庁舎における執務室の改修経費や、事務移管等に伴い発生する市が保有する各種システムの改修経費、その他区名変更に伴う街区表示板の取りかえ経

費などがございます。

コストについての説明は以上でございます。

22ページをごらんください。点字版は68ページでございます。

「12 総合区設置の日」についてご説明いたします。

総合区設置の日については、住民サービスに支障が出ないこと、十分な周知と関係機関との調整期間を確保すること、各種システムや庁舎の改修をはじめ事務執行体制の構築が整った後であることを前提として検討し、総合区設置決定から約2年後をめどといたします。

総合区設置の日についての考え方は以上です。

その下の表は、点字版は69ページでございます、参考資料として大阪市と人口100万以上の政令指定都市の1区当たりの人口等を比較したものと、大阪市内の各行政区の人口と面積を表としてお示ししたものでございます。

次の23ページ、点字版は76ページでございます、そのページからは8総合区ごとの人口・面積、市民利用施設といった概要や産業等の特徴をそれぞれお示ししております。

本日お伺いしております鶴見区については26ページ、点字版は88ページでございます。そこに記載のように、東成区、城東区と合区した後の第四区の概要をまとめております。

平成27年人口は35万6,817人であり、平成47年の将来推計人口は33万2,237人と見込んでおります。

第四区の特徴としては、右下の欄でございます、点字版は91ページでございます、大規模公園である鶴見緑地、城北川の親水空間、鶴橋・京橋地区等の商業地を有しており、多くの子育て世帯が住む住宅エリアです。森之宮等の大阪城東部地区では、大阪健康安全基盤研究所等の健康医療機能をはじめ、観光・人材育成・居住等の機能を集積し、多世代・多様な人が集い、交流を育むまちをめざしております。城東・東成地区は物づくり産業の集積地であり、企業の成長・発展に貢献する大阪産業技術研究所（森之宮センター）も立地しております。また、淀川左岸線延伸部の整備やＪＲおおさか東線の新駅設置など、交通ネットワークの充実による利便性の向上が見込まれているなどの特徴を記載しているところでございます。

以上、総合区の概要の事例として第四区についてご説明いたしました。

私の説明は以上でございます。長時間、どうもご清聴ありがとうございました。

（司会）

以上で説明の方は終了いたしました。

それでは、質疑に入ります前に、ご留意いただきたい事項が5点程ございますのでお聞きください。

一つ目ですが、ご質問等に関しては、総合区素案に関する説明に対するご質問の方をお願いいたします。総合区制度や素案と関係のないもの、あるいは政治的なご主張といった開催趣旨にそぐわないご発言につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。もしそういった趣旨のご発言とこちらの方で判断させていただいた場合は、その時点で打ち切らせていただく場合もございますのでご容赦願います。

二つ目ですが、ご質問がございましたら、その場で手を挙げていただきましたら、私の

方で指名させていただきます。お座席まで担当がマイクをお持ちいたします。インターネット中継をお聞きいただいている方もいらっしゃいますので、必ずマイクの方を通してご発言ください。

三つ目でございますが、できるだけ多くの方のご質問をお受けしたいと思います。まずは質問は発言機会1回につき一つで、簡潔にご発言くださいますようお願いいたします。そのあと、また再度、ほかに手を挙げられていない方は当てさせていただきますので、まずはそれをお願いします。司会者からの依頼がございましたらマイクはお返しいただきますようにご協力をお願いします。

四つ目として、司会者の指名を受けていない方のご発言あるいはやじ等、進行上支障となる行為、他の参加者への迷惑となる行為はご遠慮くださいますようお願いいたします。

最後でございますが、質問の際に特にお名前を頂戴する必要はございません。冒頭申し上げました通り、説明会の様子をインターネット中継しておりますので、その点をご留意いただきますようお願いいたします。

それでは、これよりお時間の許す限り皆様方からご質問をお受けしたいと存じます。

それでは、質問のある方、挙手の方をお願いいたします。どのようなことでも結構でございます。再度ご確認したい点、あるいはここに書いてないけれどもここはどうなっているかと疑問に思っていた点、いろいろあろうかと思しますので、挙手の方をお願いできたらと思います。どのような点でも結構でございます。

そしたら、右から2列目のブロックの前から2番目の。

(市民)

ちょっとおくれてきましたんで聞いてない分もあるかもしれないんですけども、説明で、総合区長の権限、すごい強いと思うんですけども、総合区長というのはどういうふうに選ばれるのでしょうか。

(司会)

ありがとうございます。

(市民)

それと、今やったら、市長とか市議会とか、それぞれいろんな政党とかで選挙行われて、市会議員を通じて住民がいろんな意見言ったり、住民の要望を取り上げるということが行われてると思うんですけども、総合区長、市長と市議会の関係とか、市会議員とかのそういう対応するような、そういうのがあるのでしょうか。

(司会)

ありがとうございます。

(手向副首都推進局長)

ありがとうございます。まず、市長とか議員のように公選かということ、そうではありません。あくまでも職員ということで市長の部下になるんですが、ただちょっと位置づけが

異なりまして、例えば今の区長さんでしたら、橋下市長誕生してから、それまでは普通の大阪市職員の中から任命してきた行政区長であったのを、公募という形で職員あるいは外部の方問わず、その中から選んでポストにつけてるというのが今の区長です。これが総合区長となりますと、一般職じゃなしに特別職という位置づけになりまして、これは地方自治法で決まってるんですけども、特別職といいますと、一般には市長があつて副市長、そういうのと同じ位置づけですね。だから、市長は選挙で選ばれますので、副市長のような特別職という位置づけになるので、選ぶ時には、市の中から登用するのか、あるいは今の公募を継続するのかというのはまだ固まってるものではありませんが、そこで選んだ人間というのは議会の同意も必要になります。そういう意味では、市長が任命した、なおかつ議会の同意も得たポストということになります。

住民との関係におきましてはリコール制度の対象にもなる——リコールというのは余りにも不適切なことがあれば一定署名集めてやめていただくというような制度なんです、特別職というのはそういうことの対象になります。だから、それだけやっぱり総合区長にはいろいろな権限、財源、組織もつけますので、かなり重いポジションになるとともに、その任命に際してもいろいろ議会の同意を得る等、これまでにない手続が入ることになります。ただ、あくまでも市長の部下ですので、その選定については市職員か公募とか、そういう手法が基本になってまいります。

(司会)

そしたら、その後ろの方、今ご発言いただいた方の後ろの方。

(市民)

今のことに関連しまして、総合区長、区長公選でかなり荷が重いお仕事になると思うんですけど、その区長というのは任期というのはいないんですか。今、市長とかだったら4年とかあるんですけど。

(司会)

まずそれ、お答えさせていただきます。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

任期は法律で4年となっております。4年です。

(市民)

4年。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

はい。

(市民)

あとは、じゅう……

(司会)

ちょっとお待ちください。またマイクをお持ちさせてもらいます。すみません。

(市民)

あと、4年ですけど、余り良くないことをしてるとかいうことで、住民の方から住民監査とかは、そういうのはできるんですか。

(井上副首都推進局制度企画担当部長)

先程局長からも説明ありましたように、例えば不適切な区長さんだということになれば、一定署名を集めていただきましたらリコールというようなものも可能でございます。

(司会)

ほかにご質問等ございますか。

そしたら、今の方の後ろの方。

(市民)

今現在、局の方から、住民サービス、身近なサービスを8総合区におろしてということになってるんですけども、今の組織だったら比較的上から1本ずつ落ちてくると思うんですけども、8総合区に分けてそれぞれの総合区長が権限持つということは、8総合区間のばらつきというのが出てきませんか。

(司会)

お答えさせてもらいます。

(手向副首都推進局長)

総合区長が担う事務と局が担う事務というのは一応仕分けされておまして、例えば全市的、統一的に実施されるような給付事業のようなものというのは局の事業として残すような考え方になっております。

それに対しまして、総合区長に持ってきてる権限というのは、10ページのところに例示でありますように、基本は地域、総合区のエリアごとに区民・市民の声を聞きながら、優先度を判断しながら実施していくような事業というのを持ってきておりますので、ある意味、やってる内容というのが区間で結果的に異なる場合もそれは想定されてるところでございます。ただ、ベーシックな生活保護であるとか、今行われてる敬老パス事業であるとか医療費事業、そういうものは全て局事業という形で、大阪市どこにおられても基本的に同等のサービスが受けれるような仕組みとなってるところでございます。こういう感じです。

(市民)

それは地域によつての差ということを払拭ができるという考え。

(手向副首都推進局長)

はい。例えば大阪市も270万ということで地域によってかなり、例えば子育て世帯が多い地域、あるいは高齢者世帯、あるいは生活保護的な生活困窮者の多い地域、それぞれやはり地域ごとで課題も異なってきたと思います。そうした場合に、できるだけ住民の近いところでサービスを決定できる仕組みを導入していくというのは、やはり地域のそれぞれの状況に応じて限られたお金を使っていく仕組みをつくっていくという意味では、区長さんのところにできるだけ身近なサービスを決定できるだけの権限とお金とそれをサポートする体制、これをつくっていくというのがこの総合区制度ということになってまいります。

(司会)

ほかにご質問等ございますか。

そしたら、もう一度今の方。

(市民)

全くこういうことはよく分からないんですけども、一般的に、総合区ということで、今24区あるのを八つの大きな区に分けていこうとなると、我々市民から見ると職員の数というのは恐らく減るものだろうなというふうに期待しておったんですけども、きょうのご説明聞いてますと基本的には変わりませんよということ、それとなおかつ副区長をつくってみたりとか、あと、17ページの資料で見ると、いろいろ部長職をさらにつくるというイメージなんですかね。これは、職員がやっぱり昇格するための何か受け皿をつくってるようにしか見えないんですけども。

(司会)

まずそれにお答えさせていただきます。

(手向副首都推進局長)

まず、この総合区をつくる目的というのは、冒頭も申し上げましたように、住民自治を拡充していくために、できるだけ市民の皆さんに近いところでサービス決定できるような仕組みをつくるということにあります。その際に、今のご時勢ですので、職員を増やすということなく今の現行職員ベースでまずつくるということを一つ考えております。結果的に今の職員の範囲内でやろうと思ってます。

ただ、仰られた、24を単に8に集約するだけでは確かに数は減るように思われるか分かりませんが、今回、区長のところに局の権限を持ってくる、それはいえば中之島を中心とした局の事業、今、大阪市内で1カ所でやってる事業というのを8カ所に分散することになります。その部分はある意味非効率になって、例えば局では10人でできてた仕事というのを、8カ所に分けることによって12人とか13人かかることもあります。逆に24カ所でやってる仕事を、窓口サービスはそのまま24カ所、これは維持します、やはり区民の皆さんの申請業務であるとか保健福祉業務でいろいろ今サービス受けておられる部分がレベル落ち

ることはあってはいけないので、それは24カ所を維持するんですが、その他の総務的な事務とかは8カ所に集約する、そこが減らす部分で、だから局から持ってくることによって職員が増える要素と集約するところの減る要素、そこを合わせてちょうどプラマイゼロぐらいにしようという発想です。部長職とか局長職も例えば、現在の区役所というのを八つの総合区役所とすることによって、そこは管理職ポスト的にも職員総数を増やさない中でやりますので、基本は増えるようなイメージはないような形でつくっていくということを思っております。

例えば区長さんでいいにしても今は24人いてる訳です。それが8総合区となれば、8人の特別職の総合区長とそれを支える局長級の副区長、といってもそれは8人ですので16人ということで、24よりはそこは減ってる部分もあると。そのかわり、確かに部長職とかはつくったりしますけど、それは全体の中では職員数も変わっておりませんので、そんな役人処遇的にやるというような話ではないというふうに思っていたらと思っております。

(市民)

将来的には減らしていくんですか。

(司会)

ちょっとお待ちくださいね。マイク。

ちょっとお待ちください。ほか。

じゃ、今のだけお答えする。もう一度、マイク。

(市民)

一般企業でしたら例えばリストラとかはよくあるんですけども、段階的にでも減らしていくとかそういうお考えはないんですかね。

(手向副首都推進局長)

申し上げましたように、この総合区制度にしても特別区制度にしても、リストラを目的としたものではありません。ただ、やはり行政組織というのは効率化をめざしていかなければならないということで、今の大阪市の組織であってもそういう人員マネジメントという形で過去から職員も減らしてきておりますし、そこは、こういう制度変更に合わせて減らしていくというもののじゃなしに、常にそういうことは意識しながら今でも大阪市政として取り組んできてる話です。

今回、総合区制度というのは、これを導入することによってさらに人員を減らそうということを目的としたものでは、先程も言いましたように、そういうものではありません。人は増やさないですけども、あくまでも今までの行政の決定の仕組みというのを、身近なところでやる部分についてはできるだけ区長のところに持っていくというふうに、仕組みを改めるというための改革であるというふうに理解していただけたらと思います。職員の効率化の話はまた別の話というふうに思っております。

(司会)

ほかに。

そしたら、すみません、左のブロックの二つ目のベストを着ておられる方ですかね。

(市民)

この説明会資料にあります12ページとそれから13ページ、工営所と公園事務所のことについて載ってるんですけども、今現在の制度でいきますと工営所や公園事務所というのは市役所の局の管轄になってるんでよろしいんですね。

(司会)

はい、その通りです。

(市民)

それが総合区になることによって、総合区役所に工営所や保育所の管轄が移ると……

(司会)

そうですね、区長の権限の配下になると。

(市民)

ということは、特に工営所ですとか公園事務所に関しては、現在から総合区になることで人が異動するというよりは、組織はそのままあって管轄が局から総合区に移る、人は動かず管轄が移るような、そういうイメージなんでしょうか。

(手向副首都推進局長)

工営所の業務の中でも、例えば維持管理的な業務と大きな道路の改良工事やったりする事業もある訳なんですけども、大阪市全体の中の位置づけの中で工事していくような業務というのは、これは引き続き局が計画を立てて工事管理を行っていくということで、一部その限りでは局と工営所の関係というのはあるんですけども、今回、基本的に工営所というのは総合区長の部下という、総合区役所内の組織という位置づけにします。ただ、勤務場所は変わりません。工営所はそのままです。ただ、総合区役所の中に置くことによって、実際総合区に入ってくるようないろいろな市民さんからの声、あるいは総合区長の考え方によって、道路補修あるいは公園の維持管理について、今までは局の方に要望してたことを総合区の中でみずからの仕事として決定できるようにしていくという形になります。

勤務場所、工営所の場所なんかは基本的に変わらないという意味では、仰るご質問のあった通りということになります。

(司会)

ほかにご質問おられる方。

そしたら、すみません、先程の前から、前三つ、四つ。はい。すみません、もう一度お手の方を。

(市民)

きのう、テレビの10チャンネルで市長と知事が出ておりましたけども、この住民投票についても結構強調されておりました。それで、一応2018年の9月というので住民投票聞いておりますけども、それがもし可決されると、実施は2020年ですかね、2年後ですから、そうなりますね、もし2018年に可決すると、2020年ですかね、実施されるのは、総合区。

(手向副首都推進局長)

とりあえず、まずそれにお答えさせてもらっていいですか。

(市民)

はい。

(手向副首都推進局長)

多分、そのテレビでやってた話とか2018年の9月というのは、住民投票ですので特別区の話だと……。特別区の話なんです。きょうの説明してるのは総合区制度ということで、これは大阪市を維持したままで大阪市の中の仕事の割り振りを変えることによって身近な行政体をつくっていくという話で、こちらの総合区制度は総合区制度に移行するということが決まってから2年程度で制度移行を図るということにしています。

ただ、特別区の方は、これはきょうの説明の対象外ということで説明申し上げませんでしたけども、今、大都市制度協議会というところに出されてる案では、住民投票で決定してから3年から4年後に移行をするという基本的な考え方は示されております。ですから、ちょっと混同されたようなところがあるのかなというふうに思っております。特別区の話というのは、大都市制度協議会でまだいろいろ議論進んでるところでございますので、市民の皆様へまだ説明する段階には至っていないというところです。

(司会)

ほかにご質問。

そしたら、右の列のその列の青い、はい。

(市民)

一番初めの方もちょっと触れられたんですけども、議会とのかかわり方がちょっとよく分からないんですけども、住民の意見が反映される仕組みが増えるということで、議会は局に対してしか物が言えなくなるような体制になるのかどうか。あと、住民の意見で区政が発展していく時に、それに対して議員さんが意見を言いにくくなるような環境になると、例えば議員さんは各区の予算の奪い合いのためだけに頑張るようなことになってしまいうんじゃないかというちょっと懸念もあるんですけども、市議会との関係を教えてください。

(手向副首都推進局長)

そういうご懸念のところはないと思っております。この総合区制度になったとしても、それはあくまでも大阪市という組織の中での総合区制度ということで、確かに大阪市の役所の市長が持つ権限の一部を新たに区長さんに持っていくことになりますので区長さんの権限は強くなるんですが、市議員というのはやっぱり市長と別に住民から選ばれた代表でございますので、区の施策であれ、市政全般にわたってやはりいろいろなことについて問題提起もできますし、総合区長であっても当然ご意見をいただいて、これまでどおり必要な対応をしていくことが必要な関係というのは特に変わるものではありません。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、別に総合区長になったからといって議員との関係が変わるという訳ではありません。従来どおり、議会活動の一環として議員さんはいろいろなことで調査もできますし、質問等もできますし、各種の事業に対してご意見も頂戴いただけるというのは変わるものではありません。

(司会)

ほかにご質問等ございますか。

そしたら、すみません、今、はい、その方です。

(市民)

先程回答いただいたところ、ちょっと聞き取りにくかったのでお願いしたいんですが、総合区・特別区と二つありまして、いずれの制度を選択するかということですが、特別区は住民投票にかけます、それから総合区は大阪市存続のままの改善なので住民投票にはかけない、議会で議決する、こういう理解でいいんでしょうか。

(司会)

お答えさせてもらいます。

(手向副首都推進局長)

法律上、住民投票が求められてるのは特別区をつくる場合だけです。総合区制度の場合は、これは今回総合区もあわせて行うということであっても、住民投票は法律的には必要なくて、大阪市の条例設置でできることになってます。

ただ、今の吉村市長の方針としましては、今の大阪の都市制度としてこれからとり得る手段としては特別区制度と総合区制度、この二つの中から市民の皆様にご判断いただけるように考えていきたいという方針を示してるところでございますので、それをどのような形でご選択いただくようにしていくかというのは、詳細はこれからということになります。住民投票が法律的に求められてるのは特別区だけです。

(司会)

すみません、ほかにおられますか。

そしたら、左から2列目のブロックのマスクされてる方ですね。

(市民)

すみません。ちょっと2点聞きたいのですけれども、1点目は、総合区になれば今の住所が変わったりするのかどうかというのと、総合区、これでいうと第四、この地域に関しては城東区が総合区になって、鶴見区役所、この場所は地域の方になると思うんですけれども、城東区役所に大分業務が移転して、鶴見区役所は余り少なくなってくるのかなと思うんですけど、そういうところの……今のスペースも要らなくなるのかなと思うんですが、そういう今後の展開はどう考えられてるのか。

（手向副首都推進局長）

まず住所の話ですけれども、今の鶴見区という名前が、当然、総合区に変わりますと、きょうのところ仮ということで第四区となっておりましたけれども、そのこの区の名前がつくので、そこが住所の、大阪市何とか区というところの名称で、最終的に鶴見という名前じゃなくなれば変わることになります。ただ、その次につくところが、これ特別区の時もそうやったんですけど、例えば東区鶴見何とかまちとか、その下は今の現住所を活用するとか、住居表示全体では現在とできるだけ近い形にするというやり方もあるんですが、そのこの名称のつけ方というのはちょっとこれからの話になってまいります。いずれにしても現在の名称のままというのは、たまたま総合区の名前がそうならない限りは、ちょっと変わっていただいた方がいいと思います。

それと、仰られる通り、地域自治区事務所というのは、基本は市民の皆さんが日常的に利用されてる例えば戸籍とか住民票、あるいは保健福祉サービス、それから地域活動支援、あるいは住民協働という関係の事務を引き続きやるということになります。それ以外の総務・企画的な業務というのは基本的に、仰る通り城東のところに集めれるものは集めようという発想になります。そういう意味では、人数というのは一旦その部分というのは少なくなる要素はあるんですけども、あとは、ただ城東のところでは、つくられたいわゆる総合区役所の城東、総合区役所本庁舎の執務室に全て組織が入り切るのか、結果的に組織の一部がこういうこちらの鶴見区、旧鶴見区役所のスペースも活用しながらそういう組織をつくるのかというのは、これから具体的には総合区が導入される場合は制度設計していくという形になります。組織上としては確かにここは縮まるんですけど、スペースはやはりちょっと有効活用しないとかなかなか、別に職員総数が減る訳でもないんで、ちょっとそこはしんどいかなと思っております。

（司会）

ほかに。そしたら、左の緑の服を着られてる方。

（市民）

失礼します。地域コミュニティを維持するために24区単位で今の制度を維持するというふうに書いてあるんですけども、そもそも総合区で合区をする必要があるのかどうかってよく分からないんです。今の区長に権限とか予算を移譲するというので、それはもっと小さく、今の自治体というかコミュニティを維持するためには24という今の状態、行政区を持ってきてる訳なんで、何でこの段階で合区をする必要があるのかどうかというんがちょっと理解が乏しいと思いますし、今のままでももっと徹底した住民サービスをもっと

細かくできるんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

(司会)

ありがとうございます。

(手向副首都推進局長)

区数を八つにした考え方というのは、きょうの資料でいえば6ページのところでも説明させていただいたと思うんですけども、基本的に、今の区長あるいは総合区長に新たに中之島でやってる権限を持っていこうとすれば、当然その仕事をするための職員体制というのをつくっていかなければなりません。その職員体制をつくろうと思えば、今、中之島1カ所でやってるのを24カ所でその仕事ができるようにしようと思えば、どうしてもやはり職員というのはかなり増えてしまうことになります。最初申しましたように、職員を基本的には増やさない範囲でやっていこうという形にすれば、そういうふうに中之島本庁から区役所に持ってくる非効率な部分というのは、ある意味、総合区を大きな単位にすることによってサービス効率を上げるという仕組みとセットでないとこういう権限を持ってくるということとはできないと考えております。それがバランスよくいくのがこの30万人規模ということで、私どもでは8区に集約して実施するという考え方を示しております。

ただ、何度もしつこいようですけども、今、市民の皆様が利用されてるサービスというのは、合区されたからといって例えば鶴見区役所の人が住民票とか保健福祉サービスを城東区役所まで受けに行く必要はなく、新たにできる地域自治区事務所ということで、この鶴見の場所で同等のサービスが受けれるようなことには考えていきたいと思っております。

コミュニティ維持という観点では、旧の24区単位に地域協議会というのを設けまして、その単位で、新しい総合区長、あるいは市長に対していろいろ意見等を言えるような仕組みというのをあわせてつくっていくと、それでもって旧の24区のコミュニティも一定配慮というか、維持するような仕組みというのを考えてるところでございます。

(司会)

申し訳ありませんけれども、時間がそろそろ来ましたので、あとお一人で最後にさせていただきたいと思います。挙手の方お願いいたします。特に……。

そしたら、すみません、何人か挙げておられるんですが、まだ当てておられない方。後ろから3番、今の、後ろの、はい。

(市民)

私は、きょうここに来て、総合区というのと特別区というのは違うのだという認識を、初めてというか持ちました。そういう意味では、私はテレビは見えておりませんけれども、そうやって吉村市長が特別区についてテレビで話をされていたというふうに先程推進局長が仰っていましたけれども、そういうのも、総合区に移行させていこうかという市の体制がある時に特別区ということを取り上げて話をされるということは、一般住民をこんがらがらせてしまうということになりかねないんじゃないかというふうに思います。今回、総

合区ということについてご説明をいただいたんだなという認識を私は持ちましたが、それでは特別区ということについてまた新たにいつの日にか説明会が開かれるんでないと、今、東京並みにやっていこうとかいうことで気炎を上げてずっとこの前の住民投票とかなんかの時からが続いているような感じがあって混同しておりましたけれども、そこら辺をもっとはっきりと区別してお話しするなり時期を選ばれるなりしていただかないと、今回のこの総合区は議会の決議でもって行われるという仕組みがあるということもしっかり私たちは捉えていかないといけないなというふうに思いましたので、吉村さんには余り特別区ということについての発言を、もしこの総合区を優先させようというのであれば、余り多く言われない方が私たちはこんがらがらなくて済みますので、そこら辺を考えていただきたいなと思いました。ありがとうございます。

（手向副首都推進局長）

私の発言で誤解を招いたようなことがあったのであれば、ちょっとそこは申し訳なかったということになりますが、今の市の方針を説明させていただきますと、きょうの冒頭の挨拶とかでも言わせていただいたと思うんですが、大阪市としては、今の現行の大阪市制度の課題を克服していく手法として今の法律上可能な方法の一つが、この大阪市を維持したままで行う総合区制度、もう一つは大阪市を廃止して行う特別区制度、この二つの制度の両方成案化をめざして取り組んでおります。最終的にその二つの制度のどちらがいいのかは、これは非常に重要な案件でございますので、市民の皆様にご判断いただけるように取り組んでいきたいという考えのもとで取り組んできてるところでございます。

ただ、きょうは、そのうちまず総合区制度、総合区制度というのを大阪市内で初めて案という形でつくったところでございますし、まずこちらの方をきっちり市民の皆様にご説明していく必要があるんじゃないかということで24区順に回って説明させていただいてるところではございますが、総合区を優先的にやるという方針がある訳でもないです。あくまでも、別途今、動いております大都市制度協議会というところで特別区制度の案づくりも進んでおりますので、そういう二つの制度を並行してつくりながら、最後にはご判断いただけるようにしていきたいということです。

特別区に関する説明会があるのかどうなのかということですが、前回の住民投票の時には、直前の説明会、ご承知の通り行ってた訳でございますが、今回そこをどうするかというのは、まだ協議会で案づくりをしてる段階ですし、そこはまた協議会の中でも一定議論され、また大阪市内でも議論され、その方向というのは決めていく必要がありますけれども、住民の皆様にご両制度についてできるだけ知っていただくようにしていく必要があるというのは仰る通りだと思っております。まだそのやり方が決まってないというふうにご理解いただけたらというふうに思います。

（司会）

ありがとうございます。時間に限りがございますので、申し訳ございません。ご質問は以上とさせていただきます。

説明会終了に当たりまして、お知らせを申し上げます。

本説明会は他の会場の説明会もインターネット中継、録画配信を行っております。もう

一度説明を聞きたい、他の会場のご質問も聞きたいという方は、ご利用いただければと思います。

それと、お手を挙げていただいたのに当てられなくて申し訳なかったんですけども、その点、お配りしたアンケート、質問用紙の方に記載いただきまして、会場出口付近で回収いたしますので、よろしくお願いいたします。また1月3日まで、年末年始挟んだ大変お忙しい中なんですけれども、市のホームページからでもご質問いただけるように受け付けさせていただいております。いただいたご質問等に関しましては、後日、集約の上、ホームページ等で回答を掲載いたします。

また、本日説明で利用させていただきました説明会の資料でございますけれども、受付に置いておりますので、ご近所あるいは会社で説明に利用される場合は、ご入用の方はぜひお持ち帰っていただければと存じます。

それでは、本日はこれもちまして説明会を終了いたします。どうも長時間ありがとうございました。

お忘れ物のないように座席の周りをご確認の上、お気をつけてお帰りくださいませ。ありがとうございました。